

令和7年度鞍手町地域脱炭素移行・再エネ推進事業（第三者所有モデル太陽光発電設備等導入事業）仕様書

1 業務概要

対象施設における太陽光発電設備、蓄電池及びその附帯設備（以下、「設備」という。）を第三者所有方式により導入し、事業実施期間において当該設備で発電した電力を施設へ供給するとともに、当該設備の運転・維持管理を行うもの

2 対象施設

鞍手町立古月保育所

3 電力供給期間

令和8年2月20日までに電力供給を開始し、当該電力供給開始から20年間とする。

4 業務内容等

(1) 業務内容

業務内容は以下のとおりとする。

ア 事業者は、候補施設に対し構造調査、設備容量検討及び現地調査を行う。

イ アの内容について、町の承認を受けた後、事業者は対象施設の屋上等の提供を受け、企画提案書を基に設備の設計・監理業務、施工業務に関連する手続き、その関連業務を行う。また、設備設置に伴い防水層等の既存施設を破損した場合には事業者の負担で修復を行う。

なお、施工にあたっては、可能な限り保育所の運営に支障がないようにすること。

ウ 事業者は設備の運転管理、維持管理を自らの責任で行う。また、事業者は当該設備で発電した電力を、当該設備を設置した施設に供給する。設備に異常もしくは故障があり、電力供給に影響を及ぼす場合は、すみやかに機能の回復を行う。

エ 本事業は脱炭素先行地域（北九州都市圏域）における取組であり、事業者は対象施設での発電量及び需要量等の情報について、脱炭素先行地域（北九州都市圏域）においてエネルギーマネジメントを行う株式会社北九州パワーが情報提供を求めた場合には情報を提供する。また、運転期間内における温室効果ガス排出量削減効果の検証業務を行う。

オ 設置した太陽光発電設備等の運転期間終了後や対象施設の廃止等で使用できなくなった場合は、原則、事業者の負担で設備を撤去する。撤去により防水層等を破損した場合には事業者の負担で修復を行う。

カ 事業者は対象施設管理者等への説明業務（工事・運営に関する内容説明、非常時の設備操作説明、マニュアル作成等）を行う。内容等については町と協議の上決定する。

(2) 事業費用

町は対象施設に太陽光発電設備等から供給された電力使用量に契約単価を乗じた代金を電力供給期間において支払う。電力使用量は、検定を受けた電力量計により計測するも

のとする。電力量計の検定費用は事業者が負担すること。

契約単価は、電力使用量に対する単一の電力量料金単価（以下、「PPA 単価」という。）とする。（電力使用量によって変動しない。）

PPA 単価には、設備の設置、運用、維持管理等、本事業の目的を達成するために必要となる一切の諸経費を含むものとする。なお、事業者に交付される補助金額相当分を控除して算出した単価とし、適正に控除されていることを証明できる書類を具備すること。

5 業務の条件

（１） 対象施設の調査等

事業者は事業実施にあたっては以下に示す調査及び必要に応じて各種手続きを事業者決定後、速やかに行うこと。その上で、対象施設について「ア 構造調査」、「イ 設備容量検討」及び「ウ 現地調査」を行い、建築基準法等の各種法令の規定に適合していることが確認できる書類を町に提出すること。なお、対象施設が以下に示す調査の結果、導入が困難だと判断された場合は設備導入しない場合がある。

ア 構造調査

対象施設に設備を設置した際に発生する荷重増加等の影響に対し、別途町から提示する施設の情報等を踏まえ、長期荷重・地震力・風圧力・積雪荷重・その他外力に対して施設の耐久性が問題ないことを書面により報告すること。ただし、対象施設が設計図面から新たに構造計算を行わなければならない場合や破壊検査等の追加調査を行わなければならない場合等、構造調査が困難と判明した際は、対象施設を事業の対象としない。なお、対象施設において、太陽光パネルが設置可能な場所は、屋上等とするが、その他の機器については町と協議の上、決定するものとする。

イ 設備容量検討

太陽光発電設備、蓄電池の容量については、調査結果から適宜精査し、対象施設に適切な容量とする。また、発電した電力の供給については、対象施設での自家消費率が30%以上となるように計画すること。ただし、業務用の場合は、自家消費分も含めて50%以上を脱炭素先行地域（北九州都市圏域）内で消費する計画とすること。

ウ 現地調査

「ア 構造調査」の結果、構造上設置可能な施設について、現地調査を行い、太陽光発電設備の設置にかかる課題を、町と協議の上調査する。

エ 各種関係手続

事業にあたって、各種法令の規定に基づき届出等手続きを要する場合には、事業者が所管官庁にて必要な手続きを行うこと。特に、太陽光発電設備に係る建築基準法の高さ制限や蓄電池設置に係る消防法の規制については十分留意すること。

（２） 施設提供に関する基本的条件

ア 対象施設の現状等に留意し、設備設置を検討すること。

イ 設備の設置時において防水施工が必要な場合には、施工方法が分かる書面を町に提出し確認を受けて、建物の防水機能に影響がないように施工すること。また、設置

された設備に起因する雨漏り等が生じた場合は、事業者の責任において必要な措置を講じること。なお、契約期間内に対象施設の防水工事を実施する場合を想定し、対象施設管理者が防水工事を施す際の太陽光発電設備等の移設1回分の費用（移設期間中に推定される発電損失分も含む。）を計上し、PPA単価を算出すること。

ウ 事業者は、対象施設を事業以外の用途に使用してはならない。

エ 対象施設について、施設が別途、改修工事等を実施する際は、必要に応じて事業者の負担で設備の一時的な運転停止及び一時撤去、保管、再設置に応じること。

オ 町は、事業者が「5 業務の条件（2）及び（3）」に定める事項を履行しないときは、当該施設の提供を取り消すことができる。この場合、事業者の責任と負担において施設から設備を速やかに撤去し、撤去により防水層等を破断した場合には修復すること。

カ 事業実施中に、施設に雨漏りが生じた場合には、事業者は原因究明するとともに、原因が設備設置に起因する場合には、事業者が責任を負い、事業者負担により速やかに修復すること。

（3）施設提供に関するその他の条件

ア 工事の仕様

- ① 工事に当たっては、原則として公共建築工事標準仕様書（最新版）に準拠して施工すること。また対象施設管理者及び運転管理者等と十分な協議を行うこと。ただし、特別な事業が生じた場合は、別途協議により決定する。
- ② 太陽光発電設備に係る設計、材料、工事、維持管理に当たっては、電気事業法、建築基準法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令を遵守するものとする。
- ③ 太陽光発電設備の据え付けは、建築基準法施行令第39条及びJISC8955（2017）「太陽電池アレイ用支持物設計標準」に定めるところによる風圧力及び自重、積雪及び地震その他の振動及び衝撃に対して耐える構造とすること。確認結果を町に報告すること。
- ④ 設備の各機器及び配管等の固定は、建築設備耐震設計・施工指針（最新版）により行うものとする。設計用地震力の計算の際は、耐震性能は提供場所に適した耐震クラスを適用すること。
- ⑤ 太陽光発電設備はJ E T認証を取得したものであること、または相当する品質及び安全基準に準拠した製品であること。なお、中古製品は対象としない。
- ⑥ 日影、反射光、輻射熱及び騒音による周辺への影響について調査し、十分配慮した設計・施工をし、影響が懸念される場合には対策を施すこと。地域住民及び対象施設管理者から苦情等があった場合は、誠実かつ速やかに適切な対応を行うこと。
- ⑦ 事業者は施設への設備導入に先立って、詳細設計を行い、平面図、立面図、電気設備図面（PDF形式データ）、工程表等を町に提出し、確認を受けること。
- ⑧ 施工にあたり、町が施工に係る書類を求めるときは、別途提出すること。
- ⑨ 施工にあたり、施設の利用や安全に支障が起きないように、対象施設管理者等と協議の上、十分に注意を払った工事手法及び工程を計画し、実施すること。

- ⑩ 既設設備等の保守点検や施設の維持管理に支障を生じさせない計画とすること。
- ⑪ 事業期間中、施設の管理及び点検等のための屋上等の立ち入りに支障が生じないようにすること。
- ⑫ 既設のコンクリート床、壁などの穴あけは、作業前に鉄筋の探査を行うなどして既設の鉄筋を切断しないようにすること。
- ⑬ 既設屋上設備の改修（空調機器及びアンテナの移設、TV配線の切り回し、避雷設備の移動等）を伴わない計画とすること。
- ⑭ 既存よりも施設の力率が低下することがないように検討し、力率が大きく低下した場合には改善を行うこと。
- ⑮ 設備の設置に際しては、対象施設に停電が発生しない方法を優先する。停電を伴う場合は、バックアップ電源の利用や停電時間の最大限の短縮等に十分な注意を払った上で、工事計画書（工事概要、作業や停電等に係るタイムスケジュール、停電お知らせビラ等）を作成し、対象施設管理者、電気主任技術者等と事前協議の上、その指示に従うものとする。
- ⑯ 工事完成時には、町の確認を受けること。さらに、完成図書書類を1部作成し、町に引き渡すものとする。なお、完成図面は、PDF形式データのほかにDXF形式データ及びオリジナルCADデータを提出すること。

イ 町及び当該施設の電気主任技術者と、責任分界点、保全の内容及び費用負担等を協議し、維持管理に努め、適切な保守点検計画を提出すること。さらに、設備が故障した場合は、直ちに当該施設の電気保安技術者に連絡の上修理を行うこととする。なお、毎年1回以上点検を行い、積雪による故障や、腐食、さび、変形、基礎の沈下、隆起、ボルト、金具のゆるみ等の確認を行うものとする。また、災害発生後は原則として設備全般の点検を行い、被害拡大防止、安全対策に万全を期す。施設とは別に、電気主任技術者が必要な場合は、用意すること。

エ 事業者は本事業により、当該施設及び第三者に損害を与えないようにすること。なお、損害が発生した場合に備え、損害保険や賠償責任保険等に参加し、町へ写しを提出すること。また、当該施設及び第三者に損害を与えた場合は、事業者が保証責任を負い、事業者の責任において速やかに対応するものとする。事業者が責任を負うべき事項で、当該施設が責任を負うべき合理的理由があるものや現時点で分担が決定されていないものについては、別途協議を行う。

オ 事業者の都合により事業期間の途中で事業を中止した場合又は事業期間が終了した場合は、事業者の費用負担により設置設備全般の撤去を行い、屋上等の原状回復を行うものとする。

6 その他

- (1) 事業者は業務上知り得た内容、情報等を町の許可なく第三者に漏らしてはならない。
- (2) その他、本資料に定める事項に疑義が生じたとき、又は定めのない事象が発生したときは、町と事業者で協議して決定するものとする。